

第4章 学校施設整備の基本的な方針等

4-1 学校施設の規模・配置計画等の方針

管理計画の学校施設に関する実施方針を踏まえ、学校施設の規模・配置計画等の方針を次のとおりとします。

学校施設の規模・配置計画等の方針	
学校数と規模	地域によっては令和9年に、小学校で一定規模を維持できない学校も見込まれることから令和6年までに検討します。
適正規模適正配置に関する研究・検討の推進	長期的には、児童生徒数が大幅に減少することは避けられません。児童生徒数が減少した場合における適正な教育環境を確保していくために、その適正規模、適正配置についての研究・検討を継続的に行っていきます。

4-2 改修等の基本的な方針

本市では大宇陀、菟田野、室生地域の小学校施設が近年整備されましたが、中学校及び榛原地域の小学校においては、順次、改修・改築（建替え）などが必要となっています。学校施設の老朽化対策は、先送りできない重要な課題ですが、これらの更新を進める上で多くの財政負担が必要となります。

厳しい財政状況のなか、学校施設の維持・更新にあたっては、トータルコストの縮減、予算の平準化を図りながら計画的に進めることが求められています。

学校施設の実態や本市の社会情勢を踏まえつつ、学校施設の目指すべき姿を実現していくための改修等の基本的な方針を示します。

方針1：長寿命化の基本方針

定期的な点検及び計画的な改修を行い、建物の機能低下や雨漏りの発生による建物内部への被害、外壁材の落下等の不具合の拡大を防ぐことにより、安全で安心して学校生活を過ごすことができるよう施設を維持します。

さらに、中長期的な維持管理等に係るライフサイクルコストの縮減・予算の平準化を実現するため、以下に示すような改築の検討が必要な建物を除き、改築より工事費が安価で工期が短く、廃棄物や二酸化炭素の排出量が少ない長寿命化改修への転換を図ります。なお、改築せざるを得ない建物があった場合には、改築までの期間に应急的な保全を行うなど、当面の安全性・機能性等の確保に留意します。

【改築の検討を要する学校施設】

○コンクリート強度が著しく低い（おおむね $13.5\text{N}/\text{mm}^2$ 以下）など鉄筋コンクリートの劣化が激しく、改修に多額の費用がかかるため、改築した方が安価となる建物

- 基礎の多くの部分で鉄筋が腐食している建物
- 学校施設周辺環境の安全性が欠如している建物
- 建物の配置に問題があり、改修によっては適切な教育環境を確保できない建物
- 学校の適正配置など地域の実情により改築せざるを得ない建物

方針2：予防保全の方針

安全に学校施設を利用するためには、施設・設備を適切に維持管理・改善していくことが不可欠です。施設・設備の不具合を早期に発見して適切に処置することは、安全管理の面からも重要であることから、施設・設備の実態を把握し適切に評価を行い、従来の不具合発生後に修繕等を行う「事後保全」型の管理から、予防的な修繕等の実施による機能・性能を保持・回復させる「予防保全」型の管理への転換を図ります。

方針3：機能や性能向上の方針

老朽化対策を進めるにあたり、劣化した施設を単に建築時の性能に回復させるだけでなく、安全・安心な施設環境の確保や時代のニーズに対応した施設への転換を目指します。また、改修を行う際は、日常の維持管理が行いやすいよう十分に配慮します。

方針4：目標使用年数の方針

鉄筋コンクリート造の学校施設の法定耐用年数※は47年とされていますが、調査研究では物理的な耐用年数はこれより長く、適切な維持管理がなされ、コンクリート強度の確保及び中性化の進行が抑制されている場合には約80年程度、さらに技術的には100年以上の長寿命化も可能であるとされています。

本計画では、学校施設の主要施設である校舎等の鉄筋コンクリート造建物を、長寿命化せずに改築する場合においては耐用年数を60年、長寿命化する場合の目標耐用年数（目標使用年数）を90年と設定します。なお、鉄骨造等その他の構造による小さな面積の附属建物についても後述する改修周期にあわせて、計画的に改修及び更新を行うものとします。

学校施設の鉄筋コンクリート造による建物の目標使用年数	
長寿命化せずに改築する場合	60年
長寿命化する場合	90年

※法定耐用年数とは、税法上の減価償却費を算定するために省令で定められた耐用年数

方針5：改修周期の方針

各部位の期待される機能が維持できる一般的な耐用年数を考慮して、築後約 25 年で機能回復のための大規模改造を行い、目標使用年数の中間期となる 50 年で機能向上のための長寿命化改修を行います。その後は 75 年の大規模改造の他、部分改修等を行いながら目標使用年数の 90 年で建物の建替えを行うものとしします。学校施設の更新は建物の規模が比較的大きいことから、年度ごとの財政負担が大きくなるため、建物の更新等を行う際には同じ施設類型内だけでなく、他の施設類型の建物の更新等の事業についてもあわせて考慮し、市の財政負担の平準化を考慮しながら、計画的に事業を実施するものとしします。

築年数	事業区分	工事内容
0 年	新築	建物の新設
25 年	大規模改造	内外装・設備の更新
50 年	長寿命化改修	内外装・設備の更新 必要に応じて躯体の改修工事
75 年	大規模改造	内外装・設備の更新
90 年	改築	建物の更新

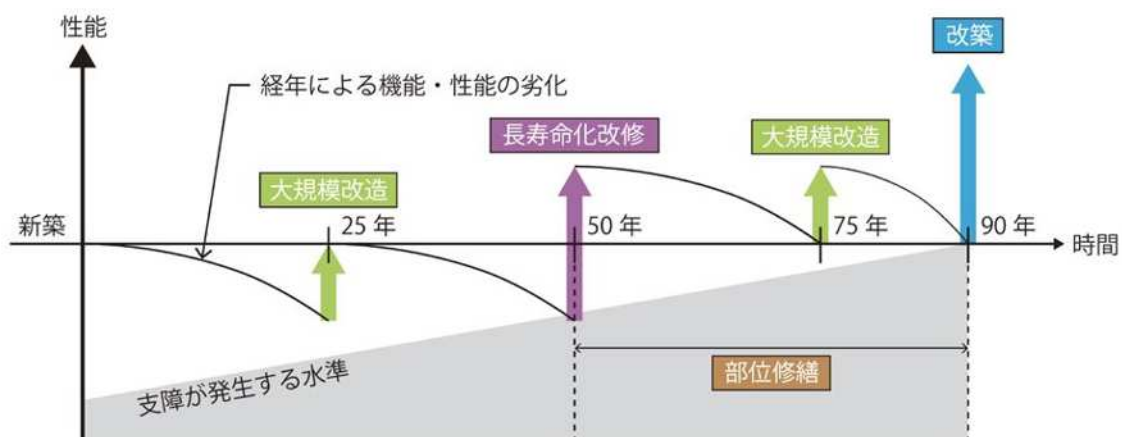
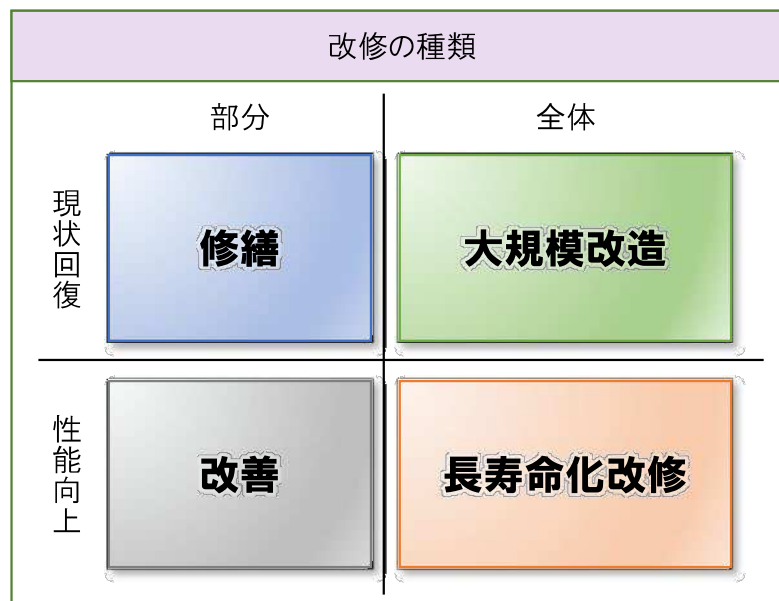


図 本市における改修の考え方

【参考】改修の種類



図：改修の種類のイメージ

改修の種類	対象となる工事内容
修 繕	修繕とは、施設の一部に生じている損耗や機能低下に対する機能（原状）回復のための工事です。
改 善	改善とは、施設の一部に生じている機能低下、又は、不足している機能に対する性能向上のための工事です。
大規模改造	大規模改造とは、経年劣化による損耗や機能低下に対する機能（原状）回復のための工事です。外装・内装等の改修、屋上防水改修、トイレなどの設備機器の改修、断熱化等のエコ改修、空調設置などを行います。
長寿命化改修	長寿命化改修とは、経年劣化による損耗や機能低下に対する機能（原状）回復するための工事とともに、耐用性、快適性、省エネ性を確保するための機能向上工事です。 大規模改造に加え、コンクリートの中性化対策、鉄筋の腐食対策、鉄筋のかぶり厚さの確保、耐久性に優れた仕上げ材への取り替え、維持管理や設備更新の容易性の確保、多様な学習内容並びに学習形態への対応、バリアフリー改修、省エネルギー機器への更新などを行います。

学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き（文部科学省）を参考に作成